

各 位

上場会社名	新日鐵住金株式会社
代表者	代表取締役社長 進藤 孝生
(コード番号)	5401)
問合せ先責任者	広報センター所長 高橋 望
(TEL)	03-6867-2135、2146、5807)

上場会社名	日鉄住金テックスエンジ株式会社
代表者	代表取締役社長 升光 法行
(コード番号)	1819)
問合せ先責任者	取締役経営企画部長 諸石 宏明
(TEL)	03-6860-6610)

**新日鐵住金株式会社による日鉄住金テックスエンジ株式会社の
株式交換による完全子会社化に関するお知らせ**

新日鐵住金株式会社（以下、「新日鐵住金」といいます。）と日鉄住金テックスエンジ株式会社（以下、「日鉄住金テックスエンジ」といいます。）は、本日開催のそれぞれの取締役会において、平成 27 年 8 月 1 日を効力発生日として、新日鐵住金を株式交換完全親会社、日鉄住金テックスエンジを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、本株式交換に関する株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を両社間で締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、新日鐵住金については、平成 27 年 5 月 1 日施行予定の改正会社法（以下、「会社法」といいます。）第 796 条第 2 項に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、また日鉄住金テックスエンジについては、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の日鉄住金テックスエンジの定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、平成 27 年 8 月 1 日を効力発生日として行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日に先立ち、日鉄住金テックスエンジの普通株式は株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第一部において平成 27 年 7 月 29 日に上場廃止（最終売買日は平成 27 年 7 月 28 日）となる予定です。

記

1. 本株式交換の目的

新日鐵住金は、平成 24 年 10 月に新日本製鐵株式会社（昭和 25 年設立）と住友金属工業株式会社（昭和 24 年設立）の経営統合により誕生いたしました。発足以降、揺るぎない『総合力世界 No. 1 の鉄鋼メーカー』の実現を目指し、経営統合によるシナジー効果を着実に積み上げるとともに、「技術力」「コスト競争力」「グローバル対応力」の進化を追求してまいりました。

一方、日鉄住金テックスエンジは、新日鐵住金グループ事業体制の体質強化策の一環として、平成 25 年 10 月以降、太平工業株式会社（昭和 21 年設立、昭和 36 年東京証券取引所市場第二部上場・昭和 38 年市場第一部指定、平成 22 年新日本製鐵株式会社の連結子会社）を存続・承継会社とする、新日鐵住金の完全子会社 8 社（株式会社日鉄エレクトクス、日鉄住金プラント株式会社、ニッテツ北海道制御システム株式会社、ニッテツ室蘭エンジニアリング株式会社、ニッテツ八幡エンジニアリング株式会社、株式会社 N・TEC 大分、日鉄住金

関西工業株式会社及び日鉄住金直江津メンテナンス株式会社)との経営統合により、発足いたしました。主として製鉄設備の設計・施工・メンテナンスを業とし、機械・電気計装・システム及び建設の各エンジニアリング機能を併せ持つ特徴を活かし、多様な顧客ニーズに適應できるベストパートナー企業を目指すとともに、最大顧客である新日鐵住金の設備技術・保全分野における中核子会社としての期待に応えるべく、統合シナジーの發揮やパフォーマンス向上に努めてまいりました。

平成 27 年 3 月、新日鐵住金グループは「2017 年中期経営計画」を公表し、『国内マザーミル競争力の強化』を基本経営課題に据えて「設備」と「人」の両面で製造実力の強化策に取り組む方針を定め、平成 27～29 年の 3 年間で 1 兆 3,500 億円の国内設備投資を行う方針と致しました。これは近年にない高水準の投資であり、計画通り実行し成果を上げていく上で、新日鐵住金は、設備技術・保全分野における中核子会社である日鉄住金テックスエンジとの関係を、技術と人の両面で一層強固にすることが極めて有益であるとの考えに至りました。

また、日鉄住金テックスエンジにおいても、新日鐵住金は出資比率 7 割の親会社かつ売上構成の 6 割程度（同社グループ会社を含めた売上構成は 8 割程度）を占める最大顧客であり、新日鐵住金グループの設備技術・保全分野における中核子会社として果たすべき役割は非常に大きなものとなっています。こうした状況を踏まえ、新日鐵住金グループの「設備」と「人」の両面での製造実力の強化策を始めとした「2017 年中期経営計画」の推進にあたり、日鉄住金テックスエンジは新日鐵住金の完全子会社となることにより、まさに親会社と一体となって企画段階から相互に情報を共有し、技術・人材の効率的な活用により提案力・エンジニアリング力を最大發揮させることが自社にとって極めて重要であり、今後の事業拡大、企業価値向上に寄与するとの考えに至りました。

こうした中、両社は、新日鐵住金からの提案を契機として協議・検討を重ね、この度、日鉄住金テックスエンジを、株式交換により、新日鐵住金の完全子会社とすることに合意いたしました。今回の組織再編により、新日鐵住金グループの経営資源の最適かつ効率的な活用、両社間での事業戦略の一層の共有化、グループ経営の機動性の向上等が図られ、新日鐵住金、日鉄住金テックスエンジ両社の収益力と競争力を一層強化し、両社の企業価値向上に資するものと考えております。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換承認時株主総会基準日 (日鉄住金テックスエンジ)	平成 27 年 3 月 31 日
本株式交換契約締結の取締役会決議日 (両社)	平成 27 年 4 月 28 日
本株式交換契約締結日 (両社)	平成 27 年 5 月 1 日 (予定)
本株式交換承認時株主総会開催日 (日鉄住金テックスエンジ)	平成 27 年 6 月 25 日 (予定)
最終売買日 (日鉄住金テックスエンジ)	平成 27 年 7 月 28 日 (予定)
上場廃止日 (日鉄住金テックスエンジ)	平成 27 年 7 月 29 日 (予定)
本株式交換の予定日 (効力発生日)	平成 27 年 8 月 1 日 (予定)

(注 1) 新日鐵住金については、会社法第 796 条第 2 項に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより本株式交換を行う予定です。

(注 2) 上記日程は、両社の合意により変更される場合があります。

(2) 本株式交換の方式

新日鐵住金を株式交換完全親会社、日鉄住金テックスエンジを株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、新日鐵住金については、会社法第 796 条第 2 項に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、また日鉄住金テックスエンジについては、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の日鉄住金テックスエンジの定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、平成 27 年 8 月 1 日を効力発生日として行われる予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	新日鐵住金 (株式交換完全親会社)	日鉄住金テックスエンジ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	2.10

(注1) 株式の割当比率

日鉄住金テックスエンジの普通株式1株に対して、新日鐵住金の普通株式2.10株を割当て交付いたします。ただし、新日鐵住金が保有する日鉄住金テックスエンジの普通株式96,771,891株(平成27年4月28日現在)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する新日鐵住金の株式数

新日鐵住金は、本株式交換により、新日鐵住金の普通株式82,509,703株を割当て交付いたしますが、交付する普通株式は保有する自己株式(平成27年3月31日現在362,659,286株)を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

なお、日鉄住金テックスエンジは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により新日鐵住金が日鉄住金テックスエンジの発行済株式の全て(ただし、新日鐵住金が保有する日鉄住金テックスエンジの普通株式を除きます。)を取得する時点の直前時(以下、「基準時」といいます。)において日鉄住金テックスエンジが保有する全ての自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)を基準時をもって消却する予定です。そのため、本株式交換により割当て交付する予定の上記普通株式数については、日鉄住金テックスエンジが保有する自己株式(平成27年3月31日現在3,778株)に対し新日鐵住金の普通株式を割当て交付することを前提としておりません。また、同普通株式数は、日鉄住金テックスエンジによる自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、新日鐵住金の単元未満株式(1,000株未満の株式)を保有することとなる日鉄住金テックスエンジの株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている日鉄住金テックスエンジの株式が477株未満である日鉄住金テックスエンジの株主の皆様は、新日鐵住金の単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。新日鐵住金の単元未満株式を保有することになる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、新日鐵住金の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度(1,000株未満の株式の売却)

会社法第192条等の定めに基づき、新日鐵住金の単元未満株式を保有する株主の皆様が、新日鐵住金に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度(1,000株への買増し)

会社法第194条及び新日鐵住金の定款等の定めに基づき、新日鐵住金の単元未満株式を保有する株主の皆様が、新日鐵住金に対しその保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる普通株式を売り渡すことを請求し、これを新日鐵住金から買い増すことができる制度です。

なお、新日鐵住金は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の定めに基づき、単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)に係る定款中一部変更について決議するとともに、平成27年6月24日開催予定の新日鐵住金の第91回定時株主総会に株式の併合(10株を1株に併合)について付議することを決議いたしました。これらはいずれも、新日鐵住金の同定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件に、平成27年10月1日をもって効力が発生することとしております。かかる単元株式数の変更及び株式の併合の効力が発生しますと、平成27年10月1日以降、上記①及び②において1,000株とあるのは、100株に読み替えることとなります。また、例えば、日鉄住金テックスエンジの株式を1,000株保有されている株主様の場合、平成27年8月1日に本株式交換により新日鐵住金の普通株式2,100株が割当て交付されますが、かかる単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日である平成27年10月1日以降、その株式数は210株となります。詳細は、新日鐵住金が平成27年4月28日付で公表した適時開示「単元株式数の変更及び株式の併合並びにこれらに伴う定款中一部変更に関するお知らせ

せ」をご参照下さい。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換の結果、新日鐵住金の普通株式1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の定めに従い、新日鐵住金が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた日鉄住金テックスエンジの株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

日鉄住金テックスエンジは、新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

新日鐵住金及び日鉄住金テックスエンジは、本株式交換に用いられる上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、新日鐵住金は野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）を、日鉄住金テックスエンジは大和証券株式会社（以下、「大和証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

新日鐵住金及び日鉄住金テックスエンジは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、新日鐵住金及び日鉄住金テックスエンジの財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、新日鐵住金及び日鉄住金テックスエンジは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催された新日鐵住金及び日鉄住金テックスエンジの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結することを決議いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び上場会社との関係

新日鐵住金の第三者算定機関である野村證券及び日鉄住金テックスエンジの第三者算定機関である大和証券は、いずれも新日鐵住金及び日鉄住金テックスエンジからは独立した算定機関であり、新日鐵住金及び日鉄住金テックスエンジの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

野村證券は、新日鐵住金については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を採用して算定を行いました。

日鉄住金テックスエンジについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、日鉄住金テックスエンジに比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法による新日鐵住金株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の日鉄住金テックスエンジ株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	1.80～1.85
類似会社比較法	1.90～2.59
DCF 法	1.86～3.03

なお、市場株価平均法においては、平成 27 年 4 月 27 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日から遡る 1 週間、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成 27 年 4 月 27 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、日鉄住金テックスエンジの財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券が DCF 法による算定の前提とした日鉄住金テックスエンジの利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

新日鐵住金は、下記（４）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、野村證券から平成 27 年 4 月 28 日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された本株式交換比率が新日鐵住金にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

他方、大和証券は、新日鐵住金については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。

日鉄住金テックスエンジンについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、日鉄住金テックスエンジンに比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法を採用して算定を行いました。

各評価方法による新日鐵住金株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の日鉄住金テックスエンジン株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

	株式交換比率の算定結果
市場株価法	1.80～1.85
類似会社比較法	1.73～2.25
DCF 法	1.94～2.46

市場株価法においては、平成 27 年 4 月 27 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日から遡る過去 1 週間、過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間、過去 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用して算定を行いました。

類似会社比較法については、国内上場会社のうち、日鉄住金テックスエンジの主要事業であるエンジニアリング事業との類似性を考慮して、三井金属エンジニアリング株式会社、富士古河 E&C 株式会社、三機工業株式会社、太平電業株式会社、明星工業株式会社、東芝プラントシステム株式会社、日工株式会社、三菱化工機株式会社、月島機械株式会社、新興プランテック株式会社を類似会社として抽出し、EBITDA マルチプルを採用して算定を行いました。

DCF 法については、日鉄住金テックスエンジンが作成した平成 27 年 3 月期から平成 30 年 3 月期までの事業計画に基づく財務予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、日鉄住金テックスエンジンが将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価

値に割り戻して企業価値を評価しています。割引率は 4.06%~6.08%を採用しており、継続価値の算定にあたっては乗数モデルを採用し、EBITDA マルチプルを 5.4 倍~6.4 倍として算定しております。

なお、大和証券が DCF 法による算定の前提とした日鉄住金テックスエンジの利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。本株式交換後の各種施策の効果等につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、新日鐵住金及び日鉄住金テックスエンジから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。大和証券は、新日鐵住金及び日鉄住金テックスエンジ並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、提供された日鉄住金テックスエンジの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、日鉄住金テックスエンジの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、日鉄住金テックスエンジの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の算定は、平成 27 年 4 月 27 日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

なお、日鉄住金テックスエンジは、下記（４）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、大和証券から平成 27 年 4 月 28 日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された本株式交換比率が日鉄住金テックスエンジの支配株主等を除く日鉄住金テックスエンジの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

（３）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（平成 27 年 8 月 1 日（予定））をもって、日鉄住金テックスエンジは新日鐵住金の完全子会社となり、日鉄住金テックスエンジ株式は平成 27 年 7 月 29 日付で上場廃止（最終売買日は平成 27 年 7 月 28 日）となる予定です。上場廃止後は、日鉄住金テックスエンジの株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

日鉄住金テックスエンジ株式が上場廃止となった後も、本株式交換により日鉄住金テックスエンジ株主の皆様は割り当てられる新日鐵住金株式は東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所及び札幌証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、日鉄住金テックスエンジ株式を 477 株以上保有し本株式交換により新日鐵住金株式の単元株式数である 1,000 株以上の新日鐵住金株式の割当てを受ける日鉄住金テックスエンジの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、477 株未満の日鉄住金テックスエンジ株式を保有する日鉄住金テックスエンジ株主の皆様には、新日鐵住金株式の単元株式数である 1,000 株に満たない新日鐵住金株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、新日鐵住金に対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を新日鐵住金から買い増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記 2.（３）（注 3）「単元未満株式の取扱い」をご参照下さい。また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記 2.（３）（注 4）「1 株に満たない端数の取扱い」をご参照下さい。

（注） 上記 2.（３）（注 3）「単元未満株式の取扱い」に記載のとおり、新日鐵住金は、平成 27 年 10 月 1 日を効力発生日とする単元株式数の変更（1,000 株から 100 株に変更）及び株式の併合（10 株を 1 株に併合）を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、金融商品取引所市場における新日鐵住金の株式の売買は、平成 27 年 9 月 28 日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の 100 株）にて行われることとなります。

(4) 公正性を担保するための措置

本株式交換は、新日鐵住金が既に日鉄住金テックスエンジの発行済株式数の 72.31%（間接保有を含む。）を保有する親会社であることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断しました。

そのため、新日鐵住金は、第三者算定機関である野村證券を選定し、平成 27 年 4 月 28 日付にて、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要については上記（2）「算定に関する事項」をご参照下さい。また、新日鐵住金は、平成 27 年 4 月 28 日付にて、野村證券から、上記（2）「算定に関する事項」記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本株式交換比率が、新日鐵住金にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

他方、日鉄住金テックスエンジは、第三者算定機関である大和証券を選定し、平成 27 年 4 月 28 日付にて、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要については上記（2）「算定に関する事項」をご参照下さい。また、日鉄住金テックスエンジは、平成 27 年 4 月 28 日付にて、大和証券から、上記（2）「算定に関する事項」記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本株式交換比率が、日鉄住金テックスエンジの支配株主等を除く日鉄住金テックスエンジの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

さらに、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、新日鐵住金は梶谷総合法律事務所を、日鉄住金テックスエンジは野村総合法律事務所を選定し、それぞれ本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

(5) 利益相反を回避するための措置

日鉄住金テックスエンジの主要株主である新日鐵住金は、日鉄住金テックスエンジの発行済株式数の 72.31%（間接保有を含む。）を保有しております。日鉄住金テックスエンジの取締役のうち、社外取締役である織田和之氏は新日鐵住金の執行役員を兼務していることから、利益相反を回避するため、日鉄住金テックスエンジの取締役会における本株式交換の審議及び決議がなされた取締役会には出席しておらず、また、本株式交換の協議及び交渉に参加しておりません。

また、日鉄住金テックスエンジの監査役のうち、社外監査役である竹越徹氏は新日鐵住金の執行役員を兼務していることから、利益相反を回避するため、日鉄住金テックスエンジの取締役会における本株式交換の審議には出席しておらず、何らの意見表明も行っておりません。

日鉄住金テックスエンジの取締役会における本株式交換契約の締結に関する議案は、織田和之氏を除く全員一致により承認可決されており、かつ、竹越徹氏を除く監査役全員が取締役会に出席し、本株式交換契約を締結することに異議がない旨の意見を述べております。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成 27 年 3 月 31 日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	新日鐵住金株式会社	日鉄住金テックスエンジ株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 進藤 孝生	代表取締役社長 升光 法行
(4) 事業内容	製鉄、エンジニアリング、化学、新素材、システムソリューションの各事業	機械・電気計装・システム・土木・建築に関する企画・設計・製作・施工並びに各種設備のメンテナンス、鉄鋼生産設備等の操業、活性炭・パーティクルボードの製造販売等
(5) 資本金	419,524 百万円	5,468 百万円
(6) 設立年月日	昭和 25 年 4 月 1 日	昭和 21 年 10 月 26 日
(7) 発行済株式数	9,503,214,022 株	136,066,004 株
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 従業員数	(連結) 84,447 名	(連結) 11,095 名
(10) 主要取引先	住友商事(株) 日鉄住金物産(株) (株)メタルワン	新日鐵住金(株) (株)日立製作所 新日鐵住金ステンレス(株)

(11) 主要取引銀行	(株)三井住友銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 (株)みずほ銀行	(株)三菱東京UFJ銀行 (株)みずほ銀行 (株)三井住友銀行
(12) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口) 4.1% 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) 3.3% 日本生命保険(相) 2.6% 住友商事(株) 1.9% (株)みずほ銀行 1.7% (株)三井住友銀行 1.5% 明治安田生命保険(相) 1.5% (株)三菱東京UFJ銀行 1.4% THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 1.3% STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 1.1%	新日鐵住金(株) 71.12% 日本トラスティ・サービス 3.22% 信託銀行(株) (信託口) (株)ゴリラ 1.24% CGML PB CLIENT ACCOUNT/ COLLATERAL (常任代理人) 1.24% シティバンク銀行(株) 日鉄住金テックスエンジ 1.12% 従業員持株会 日鉄住金物流(株) 0.97% RBC ISB A/C DUB NON 0.88% RESIDENT-TREATY RATE (常任代理人)シティバンク銀行(株) 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) 0.73% (有)泰成電機工業 0.73% BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPCs JAPAN (常任代理人(株)三菱東京UFJ銀行) 0.70%

(13) 当事会社間の関係	
資本関係	新日鐵住金は、日鉄住金テックスエンジの発行済株式数の72.31% (間接保有を含む。)の株式を保有しており、親会社であります。
人的関係	新日鐵住金の執行役員2名が日鉄住金テックスエンジの取締役又は監査役に就任しております。また、新日鐵住金は日鉄住金テックスエンジより143名を、日鉄住金テックスエンジは新日鐵住金より65名を、それぞれ出向者として受け入れております。
取引関係	新日鐵住金は、日鉄住金テックスエンジに対し、鉄鋼製品の製造に関連する工事・整備・操業を委託しております。日鉄住金テックスエンジは新日鐵住金に資金の預入れを行っております。
関連当事者への該当状況	日鉄住金テックスエンジは新日鐵住金の連結子会社であり、新日鐵住金と日鉄住金テックスエンジは相互に関連当事者に該当いたします。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
決算期	新日鐵住金 (連結)			日鉄住金テックスエンジ (連結)		
	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期
純資産	2,938,283	3,237,995	3,547,059	52,592	69,829	89,569
総資産	7,089,498	7,082,288	7,157,929	99,886	142,810	196,699
1株当たり連結純資産(円)	263.81	294.10	326.30	744.05	718.50	658.30
売上高	4,389,922	5,516,180	5,610,030	130,707	155,779	248,588
営業利益	20,110	298,390	349,510	4,524	4,721	12,279
経常利益	76,931	361,097	451,747	4,588	4,830	12,648
当期純利益	△124,567	242,753	214,293	2,610	680	6,701
1株当たり当期純利益(円)	△16.23	26.67	23.48	36.93	8.21	58.21
1株当たり配当金(円)	1.0	5.0	5.5	8.0	8.0	12.0

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

5. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1) 名 称		新日鐵住金株式会社
(2) 所 在 地		東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名		代表取締役社長 進藤 孝生
(4) 事 業 内 容		製鉄、エンジニアリング、化学、新素材、システムソリューションの各事業
(5) 資 本 金		419,524 百万円
(6) 決 算 期		3月31日
(7) 純 資 産		現時点では確定していません。
(8) 総 資 産		現時点では確定していません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等のうち、少数株主との取引に該当する見込みです。

7. 今後の見通し

日鉄住金テックスエンジは既に新日鐵住金の連結子会社であるため、本株式交換による新日鐵住金及び日鉄住金テックスエンジの業績への影響は、いずれも軽微であると見込んでおります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

新日鐵住金は、日鉄住金テックスエンジの発行済株式数の 72.31%（間接保有を含む。）を保有する支配株主であることから、本株式交換は、日鉄住金テックスエンジにとって支配株主との取引等に該当いたします。

日鉄住金テックスエンジが平成 26 年 10 月 15 日に開示した「コーポレート・ガバナンス報告書」にて、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「新日鐵住金株式会社および新日鐵住金グループ各社との取引につきましては、公正な市場価格、当社の採算等を勘案し、他の取引先の取引条件と同様に決定しておりますので、親会社等との取引が少数株主の権利を害することはないと考えております。」と記載しているとおり、日鉄住金テックスエンジは事業活動を行う上で親会社から自由な事業活動を制約されるような状況にはなく、経営の独立性が確保されております。

本株式交換についても、日鉄住金テックスエンジは、上記の経営の独立性を確保し、上記 3.（4）「公正性を担保するための措置」及び上記 3.（5）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための各措置を講じており、その一環として、3.（2）②「算定の概要」記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本株式交換比率が、日鉄住金テックスエンジの支配株主等を除く日鉄住金テックスエンジの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。日鉄住金テックスエンジのかかる対応は、上記の指針の趣旨に適合しているものと考えております。

以 上